

平成30年度 制度改正のお知らせ

平成30年
4月から

入院時の食費負担などが変わりました

1 入院時の食費負担が 1食460円に

入院時の食事費用のうち調理費相当額が引き上げられ、4月から1食当たりの負担額が460円になりました。

〈入院時1食当たりの負担額〉

	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から
①一般 (②③以外)	360円	→ 460円
②住民税非課税世帯に属する人 (③以外)	210円	210円
過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	160円	160円
③②のうち、所得が一定基準に 満たない人(70歳以上)	100円	100円

※②③に該当しない指定難病、小児慢性特定疾病の患者負担額は260円で据え置き

2 65歳以上の医療療養病床入院時の 居住費負担が1日370円に

医療療養病床(長期にわたり療養が必要な患者のための病床で医療保険から給付を受けるもの)に入院する65歳以上の患者の居住費(光熱水費相当)が、医療の必要性が高い人についても370円に引き上げられました。

〈医療療養病床入院時1日当たりの居住費負担額〉

医療療養病床に 入院している 65歳以上の患者	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から
①医療の必要性の 低い人 (医療区分Ⅰの人)	370円	370円
②医療の必要性の 高い人 (医療区分Ⅱ、Ⅲの人)	200円	→ 370円

※指定難病患者、老齢福祉年金受給者は負担なしで据え置き

平成30年
8月から

70歳以上の高額療養費・高額介護合算療養費の 自己負担限度額が引き上げられます

標準報酬月額28万円以上の現役並み所得区分を3段階に細分化し、自己負担限度額が下表のように引き上げられます。現役並み区分では、高額療養費の外来(個人ごと)の限度額が廃止されます。また、標準報酬月額26万円以下の一般区分については外来の自己負担限度額が引き上げられます。

区分	高額療養費		高額介護合算療養費	
	70歳以上の自己負担限度額 ^{※1} (世帯ごと)／月額 外来(個人ごと)／月額		70歳以上の自己負担限度額 ^{※1} ／年額(8月1日～翌年7月31日)	
現役並み	Ⅲ 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)	212万円	
	Ⅱ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)	141万円	
	Ⅰ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)	67万円	
一般	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円)	56万円
	Ⅱ 住民税非課税		24,600円	31万円
	Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	19万円 ^{※2}

〈 〉は直近12カ月間と同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。



現役並み区分Ⅰ、Ⅱの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

※1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に70歳以上の限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に70歳未満の限度額を適用。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用。

KENPO 掲示板

1 次の事業所を削除しました。

公告番号	事業所名	削除年月日	所在地
第1563号	有限会社 マルイ	30.3.24	埼玉県さいたま市